

令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金
交付要綱

(通則)

第1条 令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和3年4月8日老発0408第1号別紙。以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国実施要綱に基づき、介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき介護サービス事業所・施設（以下「補助事業者」という。）が実施する介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを比較して少ない方の額とする。

(1) 補助事業者が実施する次の表の左欄に掲げる事業に係る同表の中欄の対象経費について、同表の右欄に定める助成額

事業	対象経費	助成額
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業	国実施要綱3(3)イ(ア)の対象経費	国実施要綱4(1)に規定する助成額を算出する方法により算出した額

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次項の場合を除き、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30

年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第2号及び第3号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書(次項及び次条において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 申請書は、事業の実績に基づき作成するものとし、補助金等交付規則第10条の規定によ

る実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金の交付を決定し、交付すべき補助金の額を確定したときは、申請書を提出した者に対し、速やかに、その内容を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、同年10月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

(様式1) 総括表

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業) 助成金申請書

令和 年 月 日

島根県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		
	名 称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	連絡先	電話番号	E-mail
	代表者の職・氏名	職 名	氏 名
申請に関する担当者	職 名	氏 名	

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 通所介護事業所(通常規模型)	0 か所	0 円
	2 通所介護事業所(大規模型(I))	0 か所	0 円
	3 通所介護事業所(大規模型(II))	0 か所	0 円
	4 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	0 か所	0 円
	5 認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 円
	6 通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	0 か所	0 円
	7 通所リハビリテーション事業所(大規模型(I))	0 か所	0 円
	8 通所リハビリテーション事業所(大規模型(II))	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	0 か所	0 円
	短期入所療養介護事業所		
	10 (定員20人以下)	0 か所	0 円
11 (定員21人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
訪問系	訪問介護事業所		
	12 (訪問回数1,200回以下)	0 か所	0 円
	13 (訪問回数1,201回以上2,000回以下)	0 か所	0 円
	14 (訪問回数2,001回以上)	0 か所	0 円
	15 訪問入浴介護事業所	0 か所	0 円
	16 訪問看護事業所	0 か所	0 円
	17 訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 円
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 円
	19 夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 円
	20 居宅介護支援事業所	0 か所	0 円
21 居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
入 所 施 設 ・ 居 住 系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
	特定施設入居者生活介護		
	48 (定員19人以下)	0 か所	0 円
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	フリガナ				介護保険事業所番号	
	事業所・施設の名称					
	サービス種別		定員	人	訪問回数	回
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号		E-mail		
	管理者の氏名					

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	基準単価	円	所要額	円
		数量等			
合計	0				

誓約事項

	以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援助成金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設
	この助成金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	この助成金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

口座情報

	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する。	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した助成金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
	国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない。	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

島根県知事 様

所在地

事業実施主体名

代表者職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令高第 号で交付決定を受けた、令和3年度介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第11条の規定による
確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要補助金返還額）
金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等